

(一般用)

## 令和3年度二戸地域県立病院運営協議会の開催案内（公開）

令和3年度二戸地域県立病院運営協議会を次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続に従って傍聴してください。

令和4年1月5日

二戸地域県立病院運営協議会

- 1 開催日時  
令和4年2月8日（火）14時から
- 2 開催場所  
二戸市堀野字大川原毛38番地2  
岩手県立二戸病院大会議室（地階）
- 3 議題
  - (1) 二戸地域における県立病院の運営について
  - (2) その他
- 4 傍聴定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。会場で受付を行いますので、住所及び氏名のご記入をお願いします。
  - (2) 受付開始時間は、当日13時30分からです。
  - (3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますのでご了承ください。
- 6 問い合わせ先  
二戸市堀野字大川原毛38番地2  
岩手県立二戸病院事務局（☎0195-23-2191）  
担当：事務局次長（内線5004）
- 7 その他  
岩手県立二戸病院ホームページアドレス <http://www.ninohe-hp.net/>

# 傍 聴 要 領

二戸地域県立病院運営協議会

## 1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所及び氏名を記入し、協議会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

## 2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは注意し、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

## 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他、会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。